

封印取付け受託者準則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">封印取付け受託者準則</p> <p>平成20年 2月22日 釧運登第195号 改正 平成20年11月20日 釧運登第104号 改正 平成27年 5月29日 釧運登第35号-3 改正 平成28年 2月16日 釧運登第169号 改正 平成29年 3月31日 釧運登第168号 改正 平成29年 9月28日 釧運登第 75号 改正 平成31年 3月29日 釧運登第135号 <u>改正 令和 4年 2月 2日 釧運登第129号</u></p>	<p style="text-align: center;">封印取付け受託者準則</p> <p>平成20年 2月22日 釧運登第195号 改正 平成20年11月20日 釧運登第104号 改正 平成27年 5月29日 釧運登第35号-3 改正 平成28年 2月16日 釧運登第169号 改正 平成29年 3月31日 釧運登第168号 改正 平成29年 9月28日 釧運登第 75号 改正 平成31年 3月29日 釧運登第135号</p>
<p>(適用)</p> <p>第1条</p> <p>北海道運輸局釧路運輸支局長（以下「支局長」という。）が行う道路運送車両法（以下「<u>車両法</u>」という。）第28条の3第1項に規定する封印の取付け委託（以下「委託」という。）を受けた封印取付け受託者（以下「受託者」という。）は、同法及び同法施行規則（以下「規則」という。）<u>並びに封印取付け委託要領について（平成18年10月4日付国自管第86号）、及び封印取付け委託要領の運用等について（平成18年10月4日付国自管第87号）</u>の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ</p>	<p>(適用)</p> <p>第1条</p> <p>北海道運輸局釧路運輸支局長（以下「支局長」という。）が行う道路運送車両法（以下「法」という。）第28条の3第1項に規定する封印の取付け委託（以下「委託」という。）を受けた封印取付け受託者（以下「受託者」という。）は、同法及び同法施行規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ</p>

ぞれ当該各号に定めるところによる。

一 甲種受託者

乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

二 乙種受託者

① 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の

ぞれ当該各号に定めるところによる。

一 甲種受託者

乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

二 乙種受託者

① 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(新設)

② 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託

取付けが必要な場合

② 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成 25 年 3 月 8 日付国自情第 239 号）に定める輸入業者自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

三 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第 11 条第 2 項（自動車登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第 242 号、国自整第 221

について」（平成 25 年 3 月 8 日付国自情第 239 号）に定める輸入業者自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

三 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第 11 条第 2 項（自動車登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

（新設）

四 丁種受託者

行政書士法（昭和 26 年 2 月 22 日法律第 4 号）第 15

号) 」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

四 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が釧路運輸支局に提出する書類を作成した自動車（エに規定する場合を除く）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付け

条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が〇〇運輸支局に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(新設)

(新設)

(新設)

五 施封センター

が必要な場合

五 事業場

①甲種受託者にあつては運輸支局に近接し、封印取付けが確実に実施できる事務所

②甲種以外の受託者にあつては封印取付けが実施できる事務所

六 分室

甲種受託者が事業場以外に封印取付けを行う事務所であつて、事業場が管理する事務所

七 営業所

乙種受託者が事業場以外に封印取付けを行う施設であつて、事業場が管理する事務所

八 施封センター

複数の乙種受託者が共同で封印の取付けを行う事務所

(削除)

九 封印の前渡し

予め一定数量の封印を受託者に交付すること

十 有償受託者

第 16 条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(委託の申請手続)

第 3 条

封印の取付け委託を受けようとする者は、「封印取付け委託申請書」(第 1 号様式)に次に掲げる書面を添えて、支局長に申請するものとする。

一 甲種受託者及び丙種受託者にあつては、その資格を証

複数の乙種受託者が共同で封印の取付けを行う営業所

六 施封営業所

乙種受託者が事業場以外に封印取付けを行う営業所であつて、事業場が管理する営業所

七 施封責任者

施封営業所で封印の取付けを行う責任者

八 封印の前渡し

予め一定数量の封印を受託者に交付すること

九 有償受託者

第 16 条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(新設)

する書面及び事業場付近の見取図、乙種受託者にあつては、販売店証明書（完検証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書 等）、丁種受託者にあつては、収支決算書（直近年度分）及び役員名簿

二 規則第 15 条第 1 項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第 4 号様式）

なお、甲種及び乙種受託者にあつては、封印の取付けを行う分室又は営業所を設置する場合は封印取付け担当者及び営業所等一覧を記載した書面（第 1 2 号様式）

三 関係法令を遵守することを誓約した書面（別紙誓約書）

四 規則第 13 条第 4 号に該当しない旨の書面（別紙宣誓書）

五 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票（発行後 1 ヶ月以内のもの）

六 封印取付け手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（別紙放棄書）

七 施封センターを設置する場合は、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画を記載した書面

八 巡回封印取付け業務を行う場合、第 6 条第 1 項における巡回封印取付け担当者の所属、職名及び氏名を記載した書面

九 巡回封印取付け業務を行う場合、第 9 条に定める巡回対象店舗等の名称、住所及び管理責任者を記載した書面

十 丁種受託者にあつては事業場の組織図（管理体制等）

十一 丁種受託者にあつては所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士一覧

十二 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）

（委託書の交付）

第4条

支局長は、封印の取付け委託をしたときは「封印取付け委託書」（第2号様式）を交付するとともに封印取付けに関する取扱いを的確に行わせるため、この準則も交付するものとする。

- 2 支局長は、封印取付け委託書を交付したときは、「封印取付け受託者台帳」（別紙様式）（以下「受託者台帳」という。）を作成する。

（標識等）

第5条

乙種受託者は、規則第14条に規定する封印取付け受託者の標識については、事業場に掲げれば足りるものとする。

- 2 受託者は、封印取付け受託者の標識を掲げたときは、「標識掲示届」（第3号様式）を支局長に提出しなければならない。

（封印取付けを行う者）

第6条

受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

一 封印取付け責任者

規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者

二 封印取付け担当者

自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取

（新設）

（標識等）

第3条

乙種受託者は、規則第14条に規定する封印取付け受託者の標識については、事業場に掲げれば足りるものとする。

- 2 受託者は、封印取付け受託者の標識を掲げたときは、「標識掲示届」（第1号様式）を支局長に提出しなければならない。

（封印取付け責任者等の選任等）

第4条

受託者は、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため、封印取付け責任者を選任しなければならない。

なお、施封センターにおいても、封印取付け責任者を個々に選任しなければならない。

また、施封営業所を設置している場合の施封責任者についても同様とする。

（新設）

付け業務を行う者

三 巡回封印取付け担当者

巡回して自動者登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

3 受託者は第1項の封印取付け責任者を選任したときは、すみやかに「封印取付け責任者の選任届」(第4号様式)を支局長に提出しなければならない。

また、封印取付け責任者を変更したときは、すみやかに「封印取付け責任者の変更届」(第5号様式)を支局長に提出しなければならない。

4 受託者は第1項の封印取付け責任者を選任したとき並びに事業場に封印取付け担当者及び巡回封印取付け担当者を置いたときは、「封印取付け責任者等名簿」(第6号様式)を備え、これに記録しなければならない。

(封印取付けを行う施設等)

第7条

各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

一 甲種受託者 分室

二 乙種受託者 営業所、施封センター

三 丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗

四 丁種受託者 所属する行政書士の事務所

2 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受け

2 受託者は前項の封印取付け責任者を選任又は変更したときは、すみやかに「封印取付け責任者選任(変更)届」(第2号様式)を支局長に提出しなければならない。

3 受託者は、規則第15条第1項に規定する封印取付け責任者並びに次条の巡回封印取付け職員及び施封センターもしくは施封営業所を設けた場合、「封印取付け責任者等名簿」(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。

(新設)

る場合（車両法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第 11 条第 2 項（登録令 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条の保管場所をいう。）等において行うことができる。

（委託にあたっての考慮事項）

第 8 条

封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告するものとする。

2 前条第 2 項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

（巡回封印取付け業務の管理体制等）

（新設）

（巡回施封方式の場合の巡回封印取付け職員の選任等）

第9条

(削除)

丙種及び丁種受託者は、第6条第1項における巡回封印取付け担当者を選任又は変更したときは、すみやかに「巡回封印取付け担当者選任（変更）届」を第4号様式又は第5号様式に準じて作成し、支局長に提出しなければならない。

2 丙種及び丁種受託者は、巡回封印取付け担当者による封印の取付けを受ける構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士事務所（以下「巡回対象店舗等」という。）について、新規加入・変更及び廃止があったときは、「封印取付け対象販売店等届出書」（第7号様式）を支局長に提出しなければならない。

3 丙種受託者は、巡回対象店舗における封印の取付けを的確に行うため、当該店舗を有する自動車販売事業者に、その店舗ごとに、封印の取付けを行う自動車の管理及び封印の取付けに必要な補助業務を行わせるため管理責任者を定めさせなければならない。

(封印の交付)

第10条

受託者は、封印の交付を受けようとするときは、事業場ごとに「封印請求（受領）書」（第8号様式又は第9号様式）を2部提出しなければならない。

2 支局長は、受託者に封印を交付したときは、前項の「封印請求（受領）書」を受託者に交付するものとする。

3 第1項の「封印請求（受領）書」は、次年度末まで保存しなければならない。

第5条

丙種及び丁種受託者が巡回施封方式を採用する場合、その構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士事務所を巡回し、その店舗・事務所において封印の取付けを行う巡回封印取付け職員（以下「巡回職員」という。）を選任しなければならない。

2 丙種及び丁種受託者は、巡回職員を選任又は変更したときは、すみやかに「巡回封印取付け職員選任（変更）届」を第3号様式に準じて作成し、支局長に提出しなければならない。

3 丙種及び丁種受託者は、巡回職員による封印の取付けを受ける構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士事務所（以下「巡回対象店舗等」という。）について、新規加入・変更及び廃止があったときは、「封印取付け対象販売店等届出書」（第4号様式）を支局長に提出しなければならない。

4 丙種受託者は、巡回対象店舗における封印の取付けを的確に行うため、当該店舗を有する自動車販売事業者に、その店舗ごとに、封印の取付けを行う自動車の管理及び封印の取付けに必要な補助業務を行わせるため管理責任者を定めさせなければならない。

(封印の請求及び受領)

第6条

受託者は、封印の交付を受けようとするときは、事業場ごとに「封印請求（受領）書」（第5号様式又は第6号様式）を2部提出しなければならない。

(封印受払簿等)

第11条

封印の前渡しを受けた受託者は、「封印受払簿」(第10号様式)を備え、受入れ、打損、紛失等の受払事由を明らかにして、封印の出納状況を的確に記録しなければならない。

また、封印を取付けたときは、その封印に係る自動車の施封年月日、自動車登録番号又は車台番号を明確に記録しなければならない。

- 2 前項の取扱いは、乙種受託者の営業所及び施封センターにおいても同様とする。
- 3 受託者は、封印の取付けを行う事業場又は営業所及び施封センターごとに、「封印取付け台帳」(第11号様式)を備え、交付を受けた封印に係る自動車の登録年月日、自動車登録番号及び車台番号、施封年月日を明確に記録しなければならない。
- 4 前項に規定する封印取付け台帳について、自動車登録番号標交付代行者が発行する封印取付用紙がある場合は、この封印取付け用紙を台帳として使用することができる。
- 5 封印受払簿及び封印取付け台帳は、施封の日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第12条

受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第13条

(封印受払簿等)

第7条

封印の前渡しを受けた受託者は、「封印受払簿」(第7号様式)を備え、受入れ、打損、紛失等の受払事由を明らかにして、封印の出納状況を的確に記録しなければならない。

また、封印を取付けたときは、その封印に係る自動車の施封年月日、自動車登録番号又は車台番号を明確に記録しなければならない。

- 2 前項の取扱いは、乙種受託者の施封営業所においても同様とする。
- 3 受託者は、封印の取付けを行う事業場又は施封営業所ごとに、「封印取付け台帳」(第8号様式)を備え、交付を受けた封印に係る自動車の登録年月日、自動車登録番号及び車台番号、施封年月日を明確に記録しなければならない。
- 4 前項に規定する封印取付け台帳について、自動車登録番号標交付代行者が発行する封印取付用紙がある場合は、この封印取付け用紙を台帳として使用することができる。
- 5 封印受払簿及び封印取付け台帳は、施封の日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第8条

受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第9条

受託者は、打損又はき損した封印及び不良な封印については、すみやかに、支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第14条

受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかに、その数量及び事情を支局長に報告しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第15条

甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第12号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第16条

自動車登録番号標を後返納等となる出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を支局長に原則2通提出しなければならない。

(変更届出)

第17条

受託者は、次に掲げる事項に変更があったときは、すみやかに「封印取付け受託者変更届」（第13号様式）を支局長に提出しなければならない。

受託者は、打損又はき損した封印及び不良な封印については、すみやかに、支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第10条

受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかに、その数量及び事情を支局長に報告しなければならない。

(新設)

(出張封印確認書)

第11条

自動車登録番号標を後返納等となる出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を支局長に原則2通提出しなければならない。

(変更届出)

第12条

受託者は、次に掲げる事項に変更があったときは、すみやかに「封印取付け受託者変更届」（第9号様式）を支局長に提出しなければならない。

- 一 受託者の氏名又は名称もしくは住所
- 二 受託者の事業場の名称もしくは住所（位置の変更を除く。）

（削除）

（削除）

（削除）

三 乙種受託者の施封センターの名称もしくは住所

四 丙種受託者の構成員に異動（加盟・脱退等）があった場合

五 丁種受託者に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士に変更があった場合

（事業場の位置変更の承認申請）

第18条

受託者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ「承認申請書」（第14号様式）に事業場の位置の変更を証明するに足りる書面のほか、甲種受託者及び丙種受託者にあつては、事業場付近の見取図を添えて支局長に提出しなければならない。

受託者が封印の取付けの業務を廃止しようとするときも同様に「承認申請書」を提出しなければならない。

- 一 受託者の氏名又は名称もしくは住所
- 二 受託者の事業場の名称もしくは住所（位置の変更を除く。）

三 乙種受託者の施封営業所の名称もしくは住所

四 乙種受託者の施封営業所の設置又は廃止

五 乙種受託者の施封営業所を管理する事業場の名称

六 乙種受託者の施封センターの名称もしくは住所（位置の変更を除く。）

七 丙種受託者の構成員に異動（加盟・脱退等）があった場合

八 丁種受託者に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士に変更があった場合

（事業場の位置変更の承認申請）

第13条

受託者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ「承認申請書」（第10号様式）に事業場の位置の変更を証明するに足りる書面のほか、甲種受託者及び丙種受託者にあつては、事業場付近の見取図を添えて支局長に提出しなければならない。

受託者が封印の取付けの業務を廃止しようとするときも同様に「承認申請書」を提出しなければならない。

(承認書の交付)

第19条

支局長は、前条の承認をしたときには、「承認書」(第15号様式)に「封印取付け受託者準則」を添付して申請者に交付するものとする。

ただし、受託者が封印の取付けの業務を廃止しようとするときは「封印取付け受託者準則」の添付は要しない。

2 第4条第2項の規定は、「承認書」について準用する。

その際、「支局長」とあるのは、「関係する管轄運輸支局長」に改める。

(封印取付け報告書)

第20条

封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに前月の封印取付け状況に関し、支局長に「封印取付け報告書」(第16号様式)を提出しなければならない。

2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、第7条第1項の「封印受払簿」(写)を添付しなければならない。

(実態調査)

第21条

支局長又は管轄運輸支局長は、受託者の封印の管理状況及び封印の取付け状況等について必要と認めたときは、実態調査を行うことができるものとする。

2 前項の実態調査は、別途「調査表」を定め、その「調査表」に基づき行うものとする。

3 管轄運輸支局長は、第1項の実態調査の結果を支局長に報

(新設)

(封印取付け報告書)

第14条

封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに前月の封印取付け状況に関し、支局長に「封印取付け報告書」(第11号様式)を提出しなければならない。

2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、第7条第1項の「封印受払簿」(写)を添付しなければならない。

(新設)

告するものとする。

4 支局長は、実態調査の結果、適切でない事項があると認められたときは、必要な改善指示をすることができる。

(委託の解除)

第 2 2 条

支局長は、規則第 15 条の 4 の規定により封印の取付け委託を解除したときは、「解除書」(第 1 7 号様式)を受託者に交付するものとする。

2 前項の解除書を交付したときは、その旨を管轄運輸支局長に対し当該解除書の写しをもって通知するものとする。

(手数料額)

第 2 3 条

1 件の封印取付けに対して支払う手数料の額は、毎年度の予算で定められた額を限度とする。

(手数料の請求)

第 2 4 条

有償受託者は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに行った封印の取付けについて支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度 4 月 10 日までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行われなければならない。

3 有償受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した「封印取付け届出書」(第 1 8 号様式)を添付しなければならない。

(新設)

(手数料額)

第 1 5 条

1 件の封印取付けに対して支払う手数料の額は、毎年度の予算で定められた額を限度とする。

(手数料の請求)

第 1 6 条

有償受託者は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに行った封印の取付けについて支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度 4 月 10 日までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行われなければならない。

3 有償受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した「封印取付け届出書」(第 1 2 号様式)を添付しなければならない。

(手数料の支払)

第25条

手数料は、甲種受託者の場合には封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書により、乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者の場合には請求書に添付された「封印取付け届出書」（第18号様式）により確認できる封印取付け件数について支払う。

2 第1項による「封印取付け届出書」とは、あらかじめ提出させた「封印取付け届出書」に、毎月提出される「封印取付け報告書」等により集計した年間取付け個数と一致していることを確認し、運輸支局長が確認済印を押捺し返付したものをいう。

(無償受託)

第26条

受託者は、支局長に、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。(別紙放棄書)

〔附則〕

- 1 本準則は平成20年7月1日から適用する。
- 2 本準則適用期日の前日までに封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、本準則第2条第1号の甲種受託者、第2号の乙種受託者及び第3号の丙種受託者として、それぞれ支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなす。
- 3 平成27年5月25日 一部改正
- 4 平成28年2月16日 一部改正

(新設)

(無償受託)

第17条

受託者は、支局長に、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。(別紙放棄書)

〔附則〕

- 1 本準則は平成20年7月1日から適用する。
- 2 本準則適用期日の前日までに封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、本準則第2条第1号の甲種受託者、第2号の乙種受託者及び第3号の丙種受託者として、それぞれ支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなす。
- 3 平成27年5月25日 一部改正
- 4 平成28年2月16日 一部改正

〔附則〕（平成29年3月31日 釧運登第168号）

1 本準則は平成29年4月3日から適用する。

〔附則〕（平成29年9月28日 釧運登第75号）

1 本準則は平成29年9月28日から適用する。

〔附則〕（平成31年3月29日 釧運登第135号）

1 本準則は平成31年3月29日から適用する。

〔附則〕（令和4年2月2日 釧運登第129号）

1 本準則は令和4年2月2日から適用する。

（準則様式）

第1号様式（第3条）

第2号様式（第4条第1項）

第3号様式（第5条第2項）

第4号様式（第6条第3項）

第5号様式（第6条第3項）

第6号様式（第6条第4項）

第7号様式（第9条第2項）

第8号様式（第10条）

第9号様式（第10条）

第10号様式（第11条第1項）

第11号様式（第11条第3項）

第12号様式（第15条）

第13号様式（第17条）

第14号様式（第18条）

第15号様式（第19条）

第16号様式（第20条）

第17号様式（第22条関係）

第18号様式（第24条第3項）

別紙様式（第5条第2項関係）

〔附則〕（平成29年3月31日 釧運登第168号）

1 本準則は平成29年4月3日から適用する。

〔附則〕（平成29年9月28日 釧運登第75号）

1 本準則は平成29年9月28日から適用する。

〔附則〕（平成31年3月29日 釧運登第135号）

1 本準則は平成31年3月29日から適用する。

（準則様式）

（新設）

（新設）

第1号様式（第3条第2項）

（新設）

第2号様式（第4条第2項）

第3号様式（第4条第3項）

第4号様式（第5条第3項）

第5号様式（第6条）

第6号様式（第6条）

第7号様式（第7条第1項）

第8号様式（第7条第3項）

（新設）

第9号様式（第12条）

第10号様式（第13条）

（新設）

第11号様式（第14条）

（新設）

第12号様式（第16条第3項）

（新設）

別紙 (誓約書)
別紙 (宣誓書)
別紙 (放棄書)

(新設)
(新設)
(新設)